

令和元年第4回定例会（第1号）

令和元年12月11日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 各常任委員会報告
日程第 4 出納検査報告
日程第 5 一般質問

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会計課長兼経済部水道課参事	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	川 島 篤 実	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司	経済部水道課長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	竹 内 圭 介
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書	記	妹 尾 洋 兵
書	記	佐々木 宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

6 番	稲 垣 明 美	7 番	畑 中 静 一
-----	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和元年第4回七飯町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

6番 稲垣 明 美 議員

7番 畑 中 静 一 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提案された議件は、議案13件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷

して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（中宮安一） ただいま、議長の許可をいただきましたので、私のほうから町政動向報告の一部について発言させていただきます。

令和元年12月5日付で教育委員会職員に対しまして停職6カ月の懲戒処分を行いました。

当該職員は、11月22日午前1時ごろ、函館市中道2丁目13番付近道路にて警察官による検査を受け、呼気から0.25ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙されました。

職員の不祥事につきましては、町行政に対する信頼を著しく損なう行為であり、極めて遺憾であります。この場をお借りし、深くおわびを申し上げますとともに、職員の公務員としての倫理観の徹底と資質向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

各常任委員会報告

○議長（木下 敏） 日程第3 各常任委員会報告を議題といたします。

初めに、総務財政常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

○4番（池田誠悦） 委員会報告第12号総務財政常任委員会報告書。

令和元年9月25日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年11月14日、七飯町議会議長木下敏

様。

総務財政常任委員会委員長池田誠悦。

記。

事務調査のための委員の派遣を行った。

1、調査事項。

契約事務の一元化、効率化について。

2、派遣期間。

令和元年10月1日から令和元年10月3日まで。

3、派遣先。

東京都西多摩郡瑞穂町、神奈川県三浦市。

【行政視察調査事項】

契約事務の一元化、効率化について。

契約事務の効率化を図る観点から、契約担当部署として係を設置している東京都西多摩郡瑞穂町、課を設置している神奈川県三浦市を行政視察先として訪問し、契約事務の一元化、効率化について調査を行った。

1、東京都西多摩郡瑞穂町の概要。

瑞穂町は、都心から北西に約40キロメートルの距離にあり、北は埼玉県入間市、所沢市、東に東京都武蔵村山市、北西から南西に青梅市、羽村市、福生市などの周囲を6市に囲まれている。

古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、現在も国道16号、新青梅街道、青梅街道など幹線道路が交差する自動車交通の要衝にある。

幹線道路が充実していることから、工場や物流関連施設の立地が多く、特に機械金属系の事業所の集積が顕著となっている。また、町の西部には38ヘクタールの工業専用地域があり、優良な企業が進出している。

また、町の南側にはアメリカ空軍横田基地が存在し、町の中心に滑走路が突き刺すような位置にある。基地による生活環境への影響は、その対策を基地や国に対して要望しつつ、一方で、基地内に住む方との国際交流も行っている。

2、瑞穂町における契約事務の状況。

(1) 企画部管財課契約係について。

企画部管財課契約係は、契約事務の重要性や事務量の増加等を鑑み、平成2年に設置され、現在は係長1名、係員1名の2名が配置されているが、技術職員の配置はされていない。

工事や物品の検査に当たっては、工事については、工事を担当したことがある課長や係長に検査を依頼し、物品等については、担当課が検収を行い、契約係においては、検査、検収に同行し確認を行っている。

契約係を設置するメリットとしては、複数の課にまたがる物品購入や委託契約を契約係が一括で行うことで事務の効率化を図ることができ、また、個別に依頼するよりも有利な金額で契約締結できる可能性がある。

(2) 契約係と他課との事務分担について。

契約係で行う契約としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約によることができる額を超える案件や事務用消耗品、施設の清掃委託などの複数の課にまたがる案件を実施しており、担当課では随意契約に該当する案件を行っている。

なお、契約に係る設計や積算については、契約係では行っておらず、担当課において行っている。

(3) 指名業者の選定について。

指名競争入札を実施する場合の業者の選定は、指名業者選定委員会において委員が選定しているため、担当課、契約係のいずれも選定は行っていない。また、指名業者選定委員会に諮る基準としては、随意契約によることができる額を超える案件は、全て指名業者選定委員会に諮ることとしている。

(4) 自治体内に所在する業者への対応。

入札及び見積合わせにおいて、当該案件に該当する業者が町内に存在する場合は、優先的に指名を行っている。

また、瑞穂町では、ほぼ全ての入札を電子入札で実施していることから、入札に該当しない案件については、見積競争参加資格申請という基準を設けており、この見積競争参加資格申請は、町内の業者のみを対象とした資格申請である。

(5) 各種燃料の購入について。

公共施設の燃料のうち、重油及び灯油については、毎月契約係において町内業者と単価契約を行っている。

公用車の燃料については、平成28年10月か

らガソリンカード（ガソリンスタンド等に限定して使用できるクレジットカード）を導入している。契約方法としては、町内業者に単価見積もりを依頼し、提出された見積もりのうち、最安値であった金額で契約することができるかを、再度ほかの業者へ再見積もりの依頼をし、最安値で契約できる業者全てと契約を行っている。

（6）電子入札について。

電子入札システムは、入札に参加するための競争入札参加資格申請の手続や公共工事、物品を調達などの入札に関する一連の手続を事業者のパソコンからインターネットを通じて行うことができるものである。

瑞穂町では、都内各市区町村で構成する「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」に参加している。当該サービスでは、事業者の資格審査を自治体ごとに行う必要がなく、当該サービスに参加している自治体でランダムに振り分けられて審査を行っている。事業者にとっても、自治体ごとに登録申請を行う必要がないため、申請に対する事務の負担が軽減されている。

入札執行に当たっても、入札会場の手配等が不要で、事業者も入札結果を当該サービス上で確認できるため、双方にとって効率化が図られている。

3、神奈川県三浦市の概要。

三浦市は、三浦半島の最南端に位置し、三方を海に囲まれ、北側は横須賀市と接している。起伏に富む台地は、温暖な気候と相まって、露地野菜の栽培に適した農耕地として利用されている。

三浦市の歴史は古く、市内には、古代、縄文、弥生、古墳時代の遺跡が広く分布している。

江戸時代には、港町としてにぎわい、次第に漁港としての整備が進み、これが近年におけるマグロを初めとした遠洋漁業基地としての都市形成の基礎を築いたといえる。

明治22年4月1日から町村制実施に伴い、三崎町、南下浦村（後に町制施行により南下浦町となる）、初声村が誕生し、その後、町村合併促進法に基づき、昭和30年1月1日に三崎町、南下浦町、初声村の3町村が合併して三浦市となり、現在に至っている。

4、三浦市における契約事務の状況。

（1）総務部契約課について。

総務部契約課は、平成20年に設置され、契約課長1名、検査・検収担当課長1名、グループリーダー1名、係員2名の計5名が配置されており、技術職員として検査・検収担当課長が配置されている。

工事や物品の検査に当たっては、検査・検収担当課長が行っているが、検査時期が集中したときを考慮し、他課の職員に兼務発令を行い、検査の対応を行っている。

契約課を設置するメリットとしては、他課に対する牽制機能が働くことや契約内容の不備の防止が図られることに加え、契約事務の効率化を図ることができることが挙げられる。

（2）契約課と他課との事務分担について。

契約・検査事務の取り扱いを契約の項目及び金額ごとに契約課が取り扱う事務と担当課が取り扱う事務を区分しており、契約課が取り扱う事務は、次表のとおりである。

（3）指名業者の選定について。

指名競争入札を実施する場合の業者選定は、設計金額が500万円未満の契約であれば、契約課において業者選定を行うが、500万円以上の契約については、契約事務審査委員会において業者選定を行っている。

（4）自治体内に所在する業者への対応。

三浦市においては、市内業者への発注を原則とし、一般競争入札の参加資格要件においても所在地要件を定めており、また、指名選考基準においても同様に市内業者を優先する取り扱いを定めている。

また、工事発注に当たっては、市内の経済活性化及び市内業者の育成を図る観点からも、下請発注する場合にはできる限り市内業者を活用することや、工事の施工に必要な資材の購入や借入れをする場合には市内業者を活用するよう公告の際に文書で依頼を行っている。

（5）各種燃料の購入について。

公共施設の燃料のうち、重油及び灯油については、毎月契約課において市内業者と市内に営業所がある業者を対象に指名競争入札を実施してい

る。

公用車の燃料については、災害時応援協定を締結している神奈川県石油商業組合横須賀三浦支部と覚書を交わし、単価契約による随意契約をしている。

(6) 電子入札について。

三浦市では、神奈川県のほか、県内29団体で構成する「かながわ電子入札共同システム」に参加している。当該システムでは、入札参加資格者名簿の登録審査は神奈川県が一括して行っており、自治体ごとに登録審査を行う必要がない。また、事業者にとっても、神奈川県に一括して登録申請を行うため、申請に対する事務の負担が軽減されており、参加を希望する自治体を選択することも可能となっている。

また、システムを利用する費用についても、神奈川県が2分の1、残りの2分の1を参加自治体が均等割、財政規模で按分しているため、安価な負担金でシステムを利用することができるメリットがある。

5、まとめ。

七飯町では、契約方法にかかわらず、設計、入札、契約までの全ての契約行為を担当課が実施し、総務部総務財政課において書類の審査を行っている。契約事務の効率化を図る観点から、契約事務の一元化について、瑞穂町、三浦市での研修視察を行った。

両自治体ともに、事務の効率化、有利な金額での契約締結、契約内容の不備の防止、牽制機能の発揮等をメリットとして挙げている。

一方で、両自治体ともに効果的な事務処理が行われている背景としては、電子入札システムの共同利用を行っていることや、指名業者の選定を委員会において行っていることが要因と考えられる。

七飯町において、契約事務の一元化を検討するに当たっては、北海道内では自治体が共同利用する電子入札システムの仕組みがないことから、電子入札システムを利用しない場合の運用について検討を行う必要がある。

そのため、契約担当部署を設置した場合に取り扱う事務の内容やそれに伴う職員の人員配置な

ど、七飯町の実情に合った検討が必要であることから、他自治体での運用状況などを踏まえ、契約事務の一元化、効率化が検討事項となるよう望むものである。

○議長(木下 敏) 委員長、申しわけないのですけれども、1ページの派遣期間のところ、もう一度、そこだけちょっと聞き取りにくかったもので、もう一度お願いします。

○4番(池田誠悦) 2、派遣期間、令和元年10月1日から令和元年10月3日までです。

○議長(木下 敏) ありがとうございます。これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、民生文教常任委員会の報告を求めます。坂本委員長。

○10番(坂本 繁) 委員会報告第14号民生文教常任委員会報告書。

令和元年9月25日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年11月28日、七飯町議会議長木下敏様。

民生文教常任委員会委員長坂本繁。

記。

事務調査のため委員の派遣を行った。

1、調査事項。

小中学校における特色ある教育活動について。

2、派遣期間。

令和元年10月29日から令和元年10月31日まで。

3、派遣先。

千葉県市川市、神奈川県足柄下郡箱根町。

【行政視察調査事項】

小中学校における特色ある教育活動について。

小中学校における特色ある教育活動について、千葉県市川市においては、義務教育学校における特色ある教育活動、神奈川県足柄下郡箱根町においては、園・小・中分離型一貫教育における特色ある教育活動について、独自の教科を取り入れた

小中一貫教育を行っている市町を行政視察先として訪問し、調査を行った。

1、市川市の概要。

市川市は、千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区、葛飾区と相對している。

都心から20キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。地形は、東西に8.2キロメートル、南北に13.4キロメートルの形状で、面積は56.39平方キロメートル、北部に標高20メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林の緑も多い。東京湾に面した臨海部には湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

令和元年6月30日現在の人口は48万9,968人、世帯数は24万6,189世帯。近年は人口が毎年約5,000人増加し、過去最高の人口水準を維持し続け、東京都のベッドタウンとして49万人に迫っている。

2、市川市における特色ある教育活動。

(1) 義務教育学校「市川市立塩浜学園」設置の経緯について。

平成21年3月、第1期市川市教育振興基本計画を策定し、「学校間の連携の推進」を施策に位置づけ、平成24年4月に同計画の後期実施計画編を策定し、塩浜小・中学校を小中連携のあり方の研究を行う学校に指定する。

また、平成22年に小規模化課題解決に向け審議し、平成23年に小中両校において、小規模校ならではの特色ある学校づくりや敷地が隣接しているという利点を生かし、新しい教育活動を工夫し展開していくための支援を教育委員会に要望する。平成25年に塩浜小中一貫校検討委員会が発足し、平成27年4月に小中一貫校「塩浜学園」として新たに開校し、平成28年4月より千葉県で唯一の義務教育学校「市川市立塩浜学園」として開校する。

(2) 小中一貫教育の特色ある学びの取り組みについて。

小中一貫教育の特色ある学びとして、以下の点

に取り組んでいる。

①学年の区分を4・3・2年の三つに区分し、1～4年をSブロック、5～7年をMブロック、8・9年をLブロックとし、学年区分を弾力的に設定して、発達段階に即した指導及び活動を行えるようにしている。

②Mブロックの特色ある学びとして、5年生から専科教員がT1、学級担任がT2のティーム・ティーチングによって教科担任制を実施し、専門性の高い指導を行っている。義務教育は組織が一つであることから、後期課程（中学校）の教員が時間割の枠組みの中で5・6年生の授業を担当している。また、部活動についても、5年生からの中学校段階の部活動に参加できる環境を整えている。

Sブロックの特色ある学びとしては、外国語活動の授業について、学級担任と外国語指導員、またはALTが、1・2年生においては1週間に1時間から2週間に1時間、3・4年生においては週1時間の授業を行っている。

Lブロックの特色ある学びとしては、高校の体験授業や校長先生の進路講演会などを行っている。

③制度の特性である系統性・連続性を重視した一貫した指導方針のもとで教育を行い、学び直しの機会を保障し、一人一人の学びの積み重ねを大切にしている。

④小中一貫教育の軸となる教科として、教育課程の特例を活用し、9年間貫くカリキュラムである「塩浜ふるさと防災科」を新設した。

「塩浜ふるさと防災科」は、各教科、領域等自身につけた力を活用して、質の高い学びを創造する教科として、教育の中核に位置づけ推進している。

ふるさと塩浜の歴史や自然環境に触れて、理解を深めたり、自然災害発生を想定し、それに備えて地域の方々と協力しながら、みずから考え、みずから進んで活動することで、地域に誇りや愛着を持った思いやりのある豊かな心と、自主的に問題解決を行う、たくましく生きる力を育むことを目標としている。

(3) 小中一貫教育の効果について。

小中一貫教育の効果として、保護者の意識調査で、平成25年度では59%であったが、令和元年度では90%以上の方が「小中一貫校教育は、子どもたち相互の成長にとって効果があると思う」と回答している。

また、児童生徒及び教職員についても、次の効果が挙げられている。

表のとおりでございます。

(4) 小中一貫教育の課題について。

学校運営上の課題として、次のことが挙げられている。

- ・前期課程高学年がリーダーとして活躍する場面が少なくなる。
- ・教員の多忙感・負担感の増加につながる。
- ・前・後期の合同行事の設定が難しい。
- ・前・後期教員の打ち合わせの時間が確保できない。
- ・前・後期の児童生徒が交流を図る際の移動に時間がかかる。

3、箱根町の概要。

箱根町は、神奈川県南西部に位置し、東京から約80キロの距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町、西は静岡県3市2町と接している。面積は92.86平方キロメートルで、面積の大部分は山岳地帯からなっている。

また、富士箱根伊豆国立公園内にあり、富士を映す明鏡芦ノ湖や美しい山並みなど豊かな自然に恵まれている。古来より東海道の要衝として、また温泉地、宿場町として栄え、国内外から多くの観光客が訪れている。

令和元年9月1日現在の人口は1万1,223人、世帯数は6,259世帯である。

4、箱根町における特色ある教育活動。

(1) 園・小・中分離型一貫教育の基盤整備。

①導入経緯について。

平成20年4月に、5小学校を3小学校に、3中学校を1中学校に統合した。統合に際し、3小・1中学校の教育内容の系統性の柱を「箱根教育」に置き、地域教育を初め、箱根ミニマム、おもてなしの心など、園・小・中学校で一貫した教育を実践している。

箱根教育（箱根で培う箱根の人）とは、学校教

育・生涯教育の中で行われている教育・学習の総称であり、箱育（地域教育）、知育（情報教育、国際理解教育、箱根ミニマム）、徳育（心の教育）、体育（体力向上）を重点項目として共通目標を設け、各小・中学校で個性化目標を設定している。

表のとおりであります。

箱根町教育振興計画の第1期計画（平成19年～24年）では「箱根教育」を柱とした基盤整備を行い、第2期計画（平成25年～30年）では「園小中一貫教育」を柱とした基盤整備、そして平成31年から第3期計画として「コミュニケーション能力の向上」を柱とした基盤整備として、少子化における学校組織・教育課程編成、英語が香る学校づくり、「思考力」・「表現力」を育成する学習を課題として、箱根で培う人の実現を目指すために、現在進めている。

②小中一貫教育の特色ある学びの取り組みについて。

平成27年4月、統廃合から箱根教育の成果を踏まえ、園・小・中一貫教育（分離型）の試行を行った。園・小・中一貫教育（分離型）を行うに当たって、町の教育方針を園・小・中一貫教育目標の一本化することを図り、12年間の箱根教育を通しての「箱根人を育成する教育」を実践することにより、「箱根の郷土を愛し、貢献できる人」の育成を図っている。

(2) 小中一貫教育の特色ある学びの効果と課題について。

箱根教育の合言葉である「箱根を愛し かしこく やさしく たくましく」を一貫教育の目標として、平成27年から園・小・中学校においても共有・個性化してきた。取り組みの効果として、分離型で校舎は分かれているが、教育方針が統一されていることで、小学校や幼稚園・保育園で習慣的に行ってきたことが、進級しても変わらず継続的に行える環境を整えたことにより、小1プロブレム、中1ギャップの緩和や解消、箱根ミニマムによる子どもたちの基礎学力の向上したことが挙げられている。

また、特別支援教育においても、小中一貫教育していることで、9年間継続して、個人に合った

教育を実践することができるなどを挙げている。

今後の課題として、少子化がさらに進む中で、小学校教科担任制や英語教育の導入、小中学校の免許のある教員の確保等が挙げられていた。

5、まとめ。

市川市においては、義務教育学校の9年間一貫教育、箱根町においては園小中一貫（分離型）の12年間教育を行っており、どちらも一貫教育を通して地域の理解と愛着を深める教育を独自のカリキュラムとして展開している。地域を担っていく人材の育成と地域のよいところを知り、語り、発信していくことを教育課程の特例の活用や既存の教科の中に取り入れ、保護者や地域住民の方の協力を得ながら、一貫教育についての理解を広めているとのことであった。

当町においても、令和2年4月には、道南初となる義務教育学校を開校し、地域教育となる「大沼学」の取り組みなどを予定しているが、地域教育の一環として教員だけでなく、保護者を初め、地域住民の方々と連携して、自分たちの地域の歴史や産業、自然環境などについて学ぶことができるような教育課程の編成を望む。

そして、特色ある教育課程が町全体の学校教育にも広がり、七飯町の子どもたちが七飯の歴史、文化、伝統を受け継ぎ、七飯の郷土を愛し、貢献できる人を培う教育へとつながるようことを期待するものである。

終わります。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、経済産業常任委員会の報告を求めます。

長谷川委員長。

○8番（長谷川生人） 委員会報告第15号経済産業常任委員会報告書。

令和元年9月25日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年12月2日七飯町議会議長木下敏様。

経済産業常任委員会委員長長谷川生人。記。

事務調査のため委員の派遣を行った。

1、調査事項。

道の駅の運営状況と観光振興について。

2、派遣期間。

令和元年10月14日から令和元年10月17日まで。

3、派遣先。

斜里郡斜里町、川上郡弟子屈町、勇払郡安平町。

【行政視察調査事項】

道の駅の運営状況と観光振興について。

道の駅「なないろ・ななえ」は、開業後1年を経過し、現在は入り込み客数も順調に推移している。今後、道の駅と観光振興をいかに結びつけていくかが課題であると考え、各種道の駅のランキングにおいて毎年上位にランクされている道の駅がある斜里郡斜里町、川上郡弟子屈町、本年度新たに道の駅を開業した勇払郡安平町を行政視察先として訪問し、道の駅の運営状況と観光振興について調査を行った。

なお、各町への質問とその回答は、別紙のとおりとなっている。

1、斜里郡斜里町の概要。

斜里町は、北海道の東、オホーツク海に面し、北に100キロを超える海岸線、東南に知床連山を擁し、弓状三角形をなしている。

知床半島がユネスコの世界自然遺産に登録されている。知床半島周辺海域は、北半球で最も南まで流氷が押し寄せる海で、流氷がもたらす特異な生態系と多様な動植物の生息が評価されている。斜里町では、知床の森を守るナショナルトラスト運動に長年取り組んできている。

年間約150万人の観光客が訪れ、観光の中心であるウトロ地区には大小の温泉宿があり、ここから車で20分ほどの知床五湖では、遊歩道が整備され、世界自然遺産となった知床の自然を身近に観察することができる。

2、斜里町における道の駅の運営状況と観光振興。

(1) 道の駅の運営コンセプト、運営方法につ

いて。

道の駅「うとろ・シリエトク」のあるウトロ地区は、50年余り前から知床観光の最大の滞在、滞留拠点であったことから、ウトロ地区再開発の一環で観光中核施設として道の駅を整備することとなった。

施設のコンセプトとしては、①世界遺産の国際観光地としての役割、②知床半島の玄関口としての役割、③知床半島の情報発信基地としての役割、④ウトロ地域振興のための拠点としての役割がある。

道の駅の運営方法は、指定管理となっており、「知床斜里町観光協会」を指定管理者と指定を行っている。

(2) 道の駅の人員体制、入込客数等について。

道の駅の人員体制は、案内所に通年で3名、4月から10月まではさらに1名、レストランは夏期約8名、冬期約4名、物販は夏期約8名、冬期約4名となっている。

入込客数は、平成30年度は約58万4,000人が来場しており、知床観光を行う観光客が道の駅に立ち寄り、休憩などを兼ねて情報収集を行っているのが特徴である。

車中泊への対応については、夏場では、夜中も駐車場の8割以上が車中泊の来場者で埋まっており、洗濯などをする来場者、トイレで魚をさばいて排水に影響を及ぼす来場者などの問題がある。そのため、地元の警察とも協議の上、道の駅の職員で対応が難しい場合は、すぐに警察へ通報して対応している。

(3) 道の駅による物産や観光、地域への波及効果、商品開発について。

以前は、商店やドライブイン的な施設が散在していたが、現在では、道の駅が町内で最大の物販施設となっている。観光面においては、知床観光の中核施設として機能しており、不可欠な施設であるとの認識である。

道の駅としての商品開発は特別行っていないが、地方創生交付金を活用してブランディング事業に取り組んでおり、その中から生まれた商品の売れ行きが好調で、その企画開発のパートナーと

なっている。

(4) 観光客の誘致活動の状況について。

観光客の誘致活動については、消極的である。魅力が高まり、ブランド価値があれば、旅行雑誌や旅番組、SNS等による口コミで広がるという考えから、地域の魅力向上、ブランド価値向上に専念をしている。

また、自然型観光地という特色から、誘致についても消極的で、観光客の上限を設定している。

3、川上郡弟子屈町の概要。

弟子屈町は、東北海道を中心に位置し、西北面は高く険しい山並みがオホーツク地域に接し、東の山並みは根室高原に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接している。

世界有数の透明度を誇る摩周湖の山麓に広がる弟子屈町は、千島火山帯に属する高原地帯で、屈斜路湖を源とする釧路川が地域の中央を流れており、平地が少なく起伏の多い地勢となっている。そのため、地域の約70%は山林地帯で、農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川を初めとする各河川の流域に散在しており、酪農を中心に放牧、牧草地、バレイショ、小麦、そば畑等として主に利用されている。

4、弟子屈町における道の駅の運営状況と観光振興。

(1) 道の駅の運営コンセプト、運営方法について。

道の駅「摩周温泉」は、平成5年4月に全国103カ所の道の駅が正式登録となった際に、全国第1号の道の駅となった。現在の道の駅は、かつてヨーロッパ民芸館であった施設を譲り受け、平成23年7月に道の駅として開業している。

「てしかがの魅力を伝え、人々が集うふれあいの里」を基本コンセプトとしており、観光案内、気象案内、道路情報、宿泊案内、各種体験メニューの紹介など、利用者からの相談に応じている。

観光客に対しては、町内の飲食店等の利用を促すという運営方針のため、道の駅にはレストラン等の飲食スペースは併設されておらず、情報発信を主に行っている。

道の駅の管理運営は、町の直営によって行われ

ており、特産品直売所については、行政財産使用料を徴収し、一般社団法人みちえき摩周直売会が運営している。

(2) 道の駅の人員体制、入込客数等について。

道の駅の人員体制は、町の臨時職員1名、インフォメーション2名（摩周湖観光協会に委託）、直売会が4名から9名の体制となっている。

このほか、特徴的な取り組みとしては、外国人観光客への対応を札幌市の通訳と契約を結び、電話で連絡をとれる体制をとっており、外国語に対応している。

入込客数は、平成30年度は約69万6,000人となっており、釧路、女満別、中標津空港とは1時間30分以内の位置関係であることから、レンタカーでの利用者が多いのが特徴となっている。

車中泊への対応については、防犯カメラを設置するほか、警察でも見回りを行うなどの対応をしている。8月には3台分のスペースを使用し、14日間有料化の実験を行ったところ、稼働率は6割程度で、アンケートでは大半の利用者から有料化に対して肯定的な意見があった。

(3) 道の駅による物産や観光、地域への波及効果、商品開発について。

弟子屈町では、休憩、情報発信、地域の連携を主にした考えで道の駅を運営しており、地域経済への活性化を第一に考え、利用者の要望に応じて町内の飲食店の紹介や、観光ルートの提案などの助言も行っている。

特産品販売所では、主に町内のアンテナショップとして、農産物のほかテイクアウトでは地元の素材を利用したものを販売提供している。お土産用の菓子類も町内の菓子店や菓子専門工場の商品を中心に販売しているほか、広域連携として釧路・根室管内の道の駅の商品なども販売している。

(4) 観光客の誘致活動の状況について。

東北海道の中心に位置していることから、周辺自治体やシーニックバイウェイとの連携による広域的な観光振興への取り組みや情報発信を行っているほか、町としてエコツーリズムへの取り組み

を行っている。

また、環境省の事業である「国立公園満喫プロジェクト」に阿寒摩周国立公園が選定されたことから、川湯温泉の整備などに取り組んでおり、その中で弟子屈町をPRする取り組みを行っている。

5、勇払郡安平町の概要。

安平町は、北海道の南西部に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市とそれぞれに接している。札幌市から直線で約50キロ、新千歳空港から約14キロの位置にあり、交通の利便性に恵まれた地域にある。

本町の東側は夕張山系に連なる山地となっており、南北に安平川が流れ、太平洋に注いでいる。

年間平均気温は6.5度と北海道の平均と比較すると暖かく、降水は7～9月に集中しており、冬期の積雪は北海道では少ない地域である。

6、安平町における道の駅の運営状況と観光振興。

(1) 道の駅の運営コンセプト、運営方法について。

道の駅「あびらD51ステーション」は、分散する地域資源（人、もの、文化等）を集結し、町の価値を高めること、都市と農村との往来やつながりを促し、交通人口を拡大すること、町の認知度を向上させることを目的として整備され、利用者層として、主に札幌圏、空知圏、苫小牧圏に在住する家族客や新千歳空港を利用するツアー客を想定している。

農産物直売所における手数料については、年間の売上額が一定額以上の場合に手数料が減っていくという方式を採用している。

道の駅の運営方法は指定管理となっており、平成28年度に一般社団法人化した「あびら観光協会」を指定管理者として指定を行っている。

(2) 道の駅の人員体制、入込客数等について。

道の駅の人員体制は、道の駅運営推進員（非常勤特別職）1名、観光協会のコーナー責任者2名、パート職員22名、アルバイト6名の体制となっている。

本年4月の開業後、10月14日までに68万

7,422人が来場し、当初想定していた年間32万人の来場者を大きく上回る盛況ぶりとなっている。

車中泊への対応については、週末になると10台から20台程度が車中泊をしており、ごみの投棄などの問題は発生していないが、トイレでの洗髪などで排水に影響を及ぼすことがある。しかし、現時点では駐車場に対する有料化などの規制は考えていない。

(3) 道の駅に設置している鉄道車両について。

道の駅に設置されている蒸気機関車「D51320号機」は、昭和51年に現役を退いた車両で、鉄道資料館において展示されていたものである。この蒸気機関車は、旧国鉄のOBで構成する団体により43年間にわたって整備されており、道の駅に鉄道資料館が移転したことにあわせて移設している。

また、平成30年3月をもって現役を退くこととなっていた特急おおぞら「キハ183系」を、北海道鉄道観光資源研究会がクラウドファンディングによって資金調達し、JR北海道から購入して安平町に対して寄附を行っている。寄附を受けた車両は、蒸気機関車とともに道の駅に展示している。

(4) 道の駅による物産や観光、地域への波及効果、商品開発について。

道の駅の開業による地域への波及効果については、現時点では把握できていない。また、道の駅での商品開発については、町内外の企業や個人等が道の駅で販売するための商品開発を後押しする補助事業を創設している。

地域ブランド化推進事業支援補助として、①地域特産品開発事業が上限50万円で補助が10分の10以内、②道の駅新規商品開発事業が上限50万円で補助が2分の1以内となっている。

(5) 観光客の誘致活動の状況について。

外国人向けとしては、外国語版のパンフレットを作成しているほか、本年5月に日本遺産認定となった「炭鉄港」推進協議会による広域による観光連携を行っている。

7、まとめ。

道の駅「なないろ・ななえ」は、開業から1年が経過し、現在は入込客数も順調に推移している。本年4月には、民間活力導入施設も開業し、両施設の相乗効果が期待できる。

今回、視察を行った3町においては、それぞれ地域の特性を生かした取り組みによって地域の魅力向上につながっている。各町の主な取り組みとしては、斜里町においては車中泊による観光客に対する取り組みや外国人観光客が増加し過ぎることを抑えるための取り組み、弟子屈町においては、周辺自治体との連携による広域的な情報発信や外国人に対する電話による通訳対応などの取り組み、安平町においては、蒸気機関車やディーゼル機関車の観光資源化、町の文化と歴史を伝える回遊拠点としての取り組みが挙げられる。

今後の道の駅の運営に当たっては、七飯町の食や文化についてのさらなる情報発信やさまざまな観光ニーズに対応するため、外国人観光客などの個人旅行者への対応をより一層行うことを望むとともに、再度訪れたいと思う道の駅となるよう、一層の魅力向上に取り組まれることを望むものである。

また、観光振興については、七飯町への誘客と送客が円滑に行われるよう、周辺自治体とも連携し、広域的な情報発信に取り組まれることを望むものである。

次のページの資料は、3町別の質問事項をあらわしたものであります。

報告は、以上であります。よろしくご審議願います。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件を報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

以上で、各常任委員会報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、会議を

再開いたします。

日程第4

出納検査報告

○議長（木下 敏） 日程第4 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 12月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、8月、9月、10月の3カ月分です。

8月分につきましては、9月25日、26日、27日、30日、9月分につきましては、10月24日、28日、29日、10月分につきましては、11月26日、27日、28日、29日に行っております。

会計課長及び水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が千円48万円を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 傍聴者に申し上げます。私語はなるべくお慎みください。

これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、御苦労さまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第5

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第5 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、大綱4点の質問を行わせていただきます。

1番目は、町内公共施設や上下水道施設等の災害対策についてであります。

昨年発生しましたブラックアウト後、全道各地で自家発電の設置など、国・道等の補助制度を利用した例が数多く見られましたが、町として何か具体的な対策をとったのか、あるいは大きな火災が発生したときの消火水量に不足はないのか、知っておきたいことだと思われま

す。また、停電に限らず、大雨による洪水や土砂崩れ、駒ヶ岳の噴火や暴風雪などの災害発生時に対応しなければならない公共施設は、その対応能力をどのくらいに考えているのかなどの町民関心事に対して、次についての質問を行いたいと思

います。全部で6点あります。
1点目は、洪水時、停電時、大沼トンネル不通時、こういった事態のときの道の駅における対応策について。

2点目は、役場庁舎、福祉避難所、避難施設、こういったものの災害発生時の断水、停電、避難住民対応に必要な施設改善策について。

3点目は、倒木による停電、電線が切れたとか、そういった停電や通行不能箇所への対応策。

4点目は、大沼下水処理場の長期停電時、これは3日間くらい電気が来ないと、そういうときに対しての対策について。

5点目は、上水道水源施設の長期停電、これも3日間くらい停電していると仮定しての対策についての質問であります。

最後は、町内において、同じ地区で複数件の火災が同時に発生した場合、消火水不足になる可能性のある地区、これは1時間あたり126トンぐらい水を使って消火活動すると想定したときに、不足する地区はどれくらいあるのか。あるのならば、その対策について御質問をいたします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、私のほうから質問の1点目から3点目について答弁してまいります。

初めに、1点目の洪水時、停電時、大沼トンネル不通時等の道の駅における対応策について答弁してまいります。

道の駅「なないろ・ななえ」についての防災に関する位置づけといたしましては、災害時に災害発生状況や道路状況などをお知らせする情報発信

拠点、また駐車場については緊急指定避難場所として指定してございます。

災害の想定として、洪水時、停電時、大沼トンネル不通時等とございますが、洪水時につきましては、道の駅駐車場が洪水に対応した緊急指定避難場所となっておらず、洪水時の対応策はございません。

また、大沼トンネル不通時には、防災情報発信の拠点として、トンネルの不通情報や迂回路の案内などの情報を発信する対応となります。

停電時については、駐車場のみ避難場所指定であることから、現在のところ明確に対策を決めているわけではございませんが、先般のブラックアウトのときには、発電機による照明の点灯と仮設トイレを設置いたしました。

人が集まりやすい施設ですから、今後も状況を見ながら臨機応変に対応してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の役場庁舎、福祉避難所、各避難施設の災害発生時の断水、停電、避難住民対応に必要な施設改善策について答弁してまいります。

初めに、停電について答弁いたします。

役場庁舎につきましては、役場庁舎地下にあります自家発電機より給電される非常用コンセントを庁舎の主要な箇所に設置する工事を現在行っており、2月末に完了する予定でございます。

この工事により、停電時には住民票や印鑑証明などの証明書発行業務、ファクス、インターネット、電話などの通信、また渡島・檜山6町で実施しており、七飯町に共有の機器を設置して稼働してございます戸籍電算共同利用のシステムの稼働が可能となります。

福祉避難所については、停電時の機能強化といたしまして、発電機を屋外に設置し、その発電機からポンプや暖房の電源など、室内の必要な電源を供給することができる工事を実施しており、あわせて仮設で設置できる照明を整備しております。

また、各避難施設とありますが、避難所は緊急指定避難場所、それから指定避難所というふうに区分されますが、指定避難所については、町で保有する発電機、または防災協定によるレンタル業

者からの借り受ける発電機で対応してまいりたいと考えております。

断水の対策に関しましては、飲料メーカーと災害協定によりまず備蓄水500ミリリットルを約2,800本備蓄しており、不足時は飲料メーカーから優先的に供給されることとなっております。

また、水道課の給水対応や自衛隊などによる給水支援などにより対応してまいりたいと考えてございます。

ただ、停電や断水は自助、いわゆる各家庭での備えで対応できることが多く、日ごろから家庭での防災対策が基本となります。

情報防災課といたしましては、自助の重要性を広報していき、住民全体の意識向上により災害に強いまちづくりを形成していきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、3点目の倒木による停電や通行不能箇所への対応策について答弁いたします。

道路の通行不能箇所の対応は、基本的に、国道、道道については道路管理者へ連絡、また町道については土木課で対応となりますが、それぞれが連携して早急な復旧ができるように対応してまいりたいと考えてございます。

また、停電については、北電の対応となります。北電に問い合わせいたしましたところ、電線にかかった倒木は電気が漏電していたりして危険な状態である可能性もあることから、触らないようにしてくださいということで回答を得ました。

なお、北電は、ふだんから支障がありそうな木の剪定や伐採などを行っているということでしたので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 水道課長。

○水道課長(笠原泰之) 私のほうから、4点目から6点目について答弁させていただきます。

4点目の大沼下水処理場の長期停電時、最高3日間としての対策についてでございますが、大沼下水道浄化センターにおいては、自家発電機がございまして、発電機の燃料補充を行えば、長期

にわたる停電対応が可能であると考えております。

5点目の上水道水源施設の長期停電時、これも3日間としてということでございますが、4点目と同様に自家発電機や可搬式発電機により対応可能であると考えております。

6点目でございますが、同地区で複数件の火災が発生した場合、消火水不足になる可能性のある地区はどれぐらいあるのかということでございますが、消火活動に係る水の使用量については、七飯消防で火災発生箇所によりその場で使用できる水量等を勘案し、消火活動に当たると認識しております、水道担当といたしましては、消火水不足になる地区はあるかどうかという判断はいたしかねますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、1点目から再質問させていただきます。

道の駅は、久根別川が氾濫したときに、道の駅をつくる前のハザードマップでは、1メートルぐらいまで水がつかるといふ地域に指定されておりました。

道の駅の造成に当たりましては、盛り土を当初1メートルぐらい計画していたのですが、最終的には50センチぐらいの盛り土で完成しているということで、多分、国道よりも低い状況になっていますので、道の駅の裏を流れている水路というのですかね、川のようなところから逆流して水が上がってくる可能性というのが考えられるということで、今回の質問をさせていただきました。

新幹線の車両基地も、これは千年に一度という大雨のときには水没するというので、車両は高架の上に上げるので何とかかなかなという記事が、前に新聞にも紹介されておりました。

道の駅は、当町としては災害時に対応できる施設という前提でつくられているわけなので、どうもその辺がちょっと心配かなと思うのですが、一つ、はっきりお聞きしたいことは、こういう災害が起きたときに、町が直接やることというのは少ないのかなと、仮設のトイレ段取りしたとかと

おっしゃっていましたが、基本は、あそこに振興公社、あるいは最近オープンしましたレストラン、民間の施設があるわけなので、この人たちの協力を得るといふ考え方を持ってないかなと思ひまして、少し調べましたら、政府の内閣官房国土強靱化推進室というところがありまして、国土強靱化の趣旨に賛同し、事業継続に関する取り組みを積極的に行っている事業者を国土強靱化貢献団体として認証する制度と、これはレジリエンス認証制度と申します。

これは、まだまだ余り知られていない制度なのですが、例えば静岡県なんかの業者、銀行、それから建設協会といった、こういった団体がその認証をとりまして、災害時なんかには自分たちのできることを積極的に展開するというようなことがあります。

町長の希望としては、「なないろ・ななえ」のあの場所を縦貫自動車道に接続したいということは何度かお聞きしておりますので、いわゆる縦貫道のサービスエリアに「なないろ・ななえ」を持っていくためには、こういった認証制度をきちんと持っていただくと、町長が要望しているようなことも可能ではないかと。将来的な望みになるわけですけどもね。

そういうことで、民間の人たちにこういう認証制度を頑張ってもらっていただくということについて、答弁をいただきたいなと思います。

2点目に関しましては、庁舎内は今工事中、それから福祉施設も工事中ということで、各避難施設、これは発電機を持ってきて対応するという事なのですが、同じように発電機を設置した場合に、すぐその施設内に電気を送れるような、例えば発電機に接続をしたら、すぐこのコンセントとこのコンセントは使えると、そういった工事をこれから想定されているのかどうか、この点をちょっと質問したい。

函館市は、防災計画の見直しに当たりまして、市民団体を含めた防災会議というのをやまして、住民の意識の向上を図っていると、こういったことがあります。今、庁舎とか福祉避難所の工事をやっている最中なのか、これからやるのかちょっと済みませんはっきり聞けなかったのです

けれども、ぜひ、函館市なんかでやっているような住民、市民団体、こういったものの意向も酌み上げられるような計画が立てれないか。

以前に私、この場でも聞きましたが、そういった避難施設は、発電機が来るまで電気がないわけですから、そのつなぎとして、例えば町の持っている車を電気自動車、あるいはハイブリットに随時変えていって、発電機の設置になるまでの間、そういった車で最低限の電気を確保すると、こういった考え方もできるのではないかとということで、再度の答弁を求めたいと思います。

倒木による停電が、最近、千葉県中心に随分起こりまして、電力会社以外は電線に触っている倒木を触れないということも認識しております。

それと、北電に関しては、ふだんから電線に触る枝の処理は北電がやっているということなのですが、やはりライフラインにかかわることで、個人の土地にかなり背の高い木がある場所というのは多いですね。

それで、その木が倒れたがために電線が切れるということも、これからどンドンどンドン出てくるのではないかなど、そういったことを想定した場合に、町として、例えばライフラインの、特に電線にかかわる管理の強化といいますか、地主に責任を持って電線に木が倒れていても引っかからないように、例えば木の頭を切れだとか、木そのものを伐採するだとか、そういった条例の制定というのは、町のほうで考えられないものなのかどうか。これを質問させていただきたいと思います。

処理場と水道施設は、わかりました。

最後、消防の消火についてでありますけれども、平成28年に新潟県の糸魚川というところで147件が30時間燃え続けたという大火がありました。これは、古い木造の家が密集していたことと、ラーメン店が鍋の火を消し忘れた、それが原因で強風にあおられて火が広がったと。

七飯町では余り考えられない事故かもしれませんが、最近の異常気象を考えた場合、例えば地震が起きて火が発生したときに猛吹雪だったと。どンドンその火を消さないうちに広がっていくということもないわけではないと思いますので。

それで、今回、消防のほうに行きまして水の心配ないのかということの話をしたのですが、先ほどの答弁にありましてとおり、消防としても、火の消し方というのがその場その場で随分変わるということで、なかなかどのぐらいの水が必要だというようなことは、明確には出せないという話を聞かせてもらいました。それで、いろいろ話をした中で、126トンぐらいあれば、四、五件同時に燃えても何とか燃えるのではないかなということ、今回この数字を出したわけです。

たまたま何年か前に、結構山の手のほうで野火が発生しまして、消防が出動したときにその辺の家の水が出なかったということがあったのですよね。結局、水道水を使って消火をするというのが七飯町の基本になりますので、大きな火のために水道管を常に太くしておくということは、これはなかなか考えづらいことなのですが。

ただ、例えば七飯消防だけで車両が間に合わなくて、ほかから車両の応援が来たときも水が出なければ、結局消せない。糸魚川のときには隣町からアジテータ、生コン車が水を積んで給水をして歩いたというようなこともありました。当町でも考えられないわけではないので、この辺が少し心配なところなので、こういった対応ができるのか、再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、再質問についてお答えしてまいります。

初めに、道の駅に関しまして避難所対応というか、レジリエンス認証制度などを活用して避難所としての強化ができないかという質問だったと捉えております。

これにつきましては、先ほど申したとおり、道の駅自体は防災情報発信拠点として捉えておりまして、一時的に切迫する危険から身を守るという意味の緊急指定避難場所として駐車場を指定している状態でございます。

道の駅は商業施設であるということなものですから、避難所としては、機能としては条件を満たすと思うのですが、現在のところ建物としては指定避難場所としては指定してございませ

ん。

ただし、先ほど言いました災害のときには人が集まりやすい施設であるということは認識してございますので、道の駅を指定管理してございます町内の企業に限らず、町内の企業につきまして、そのレジリエンス認証制度をもうちょっと理解してもらって、町内の多くの企業に取り組んでいただいて、町全体で企業も含めて災害に強いまちづくりをしていきたいと考えてございます。

その点からしましても、道の駅のほうにも協議を一回して、そういうような対応も、避難所とはなってございませんが人が集まる場所ですので、対応できるようなところを強化してまいりたいと考えてございます。

2点目の避難施設の工事の内容につきましては、コンセントは発電機をつなげばすぐ使えるように仮設のコンセントを別に用意してございまして、発電機が繋がった時点ですぐそのコンセントに差すと、電源はとれるような工事になっております。ほか、施設にあるポンプだとか、一部暖房とかについても、その発電機をつないで、商用電源からの切りかえを行えばすぐ使えるような、そのような工事を行ってございます。

次に、倒木の停電に関してなのですが、電気の線は北電が管理している線でございますので、個人の木について、町で条例等を制定して、その管理までやったらどうかという再質問だったと思うのですが、今のところは、条例等でそこらを管理するということまでは考えてございまして、ただ、御指摘のとおり、個人の家の木が大きくなって倒れたら電線に影響を与えるような木も見られると思いますので、その辺は北電と再度協議いたしまして、どのような対応に今後していくかということを決めていきたいなと思っております。

あと、函館市で行っているような地域の意見を取り込んで計画ということなのですが、今、地域防災計画を見直しております、先月パブリックコメントを行って意見集約を今終了したところで、その意見集約に基づいて、地域防災計画は今年度中にお示しする予定となっておりますけれども、最近、町内会連合会等からもいろいろ防

災に関する意見等をいただいております、一部防災計画のパブリックコメントにもあって、防災計画をその意見に基づいて修正したりを今しているところでございます。その点から、地域の意見等は今後も積極的に取り入れていって、防災対策というものを行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは、6点目の再質問にお答えしてまいります。

消防活動の中での水不足ということの議員の質問でございますが、先ほど議員もおっしゃっていましたが、その事案によって、現地、指揮官がその状況を見きわめ、それぞれの消火活動を指示するというふうになります。

当然、うちとしても水道管をそれぞれ埋設してありますけれども、それらは消防士長、例えば七飯の消防署長がそれぞれ消防法にのっとって消防水利という基準がありますので、それらに基づいて各自自治体にそれぞれ消火栓なり、また消火栓がない場合、防火水槽というものも義務づけながら水の確保に努めているという状況でございますので、あくまで、これが全部が火災になったら水が足りるのか足りないのかということではなくて、あくまで発生した事案をいかに早く被害が少なくということで現地の消防職員が動きますので、そういう部分で、足りなかったらではなくて、そういう部分につきましては、現地の指揮官がその状況を見きわめ、もし1台でも応援が来てほしいということであれば、そういう要請をいたしますし、事務組合をつくっておりますので、もし大きな火災が生じた場合は七飯消防、北斗消防、鹿部消防と、この三つの消防がありますので、それらが連携して消火活動をするということで御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） ちょっと私のほうから、名前も出ましたので道の駅の関係でお話をさせていただきますけれども、今、議員の言った、承認制度の公社と、それから男爵ラウンジですか、これらのものが承認を受ける企業であれば、多分、縦

貫自動車道は開発建設部のほうでの工事でありま
す。つまり、国土交通省の工事でありますので、
そういう意味では、接続に対して随分配慮してい
ただけるのではないかということでの趣旨の質問
だったというふうに受けとめてお答えしますけれ
ども。

私、今、議員のおっしゃった承認制度というも
のをよく勉強してございません。これから、ぜひ
そういった企業がそういう指定をされるように、
制度そのものも私のほうで勉強させていただきま
すし、今、開建のほうに私のほうから言っている
のは、砂川オアシスというところがあって、そこ
と国道12号の両方から入ってこれるのですね。
そういう12号と、それから高速道路から入って
くるオアシスでありますので、その砂川オアシス
のところと同じような方法で両方の道路からしっ
かり入ってこれるようなインターチェンジにして
いただきたいということ、今開建のほうにお話
はしておりますけれども、それに加えて、指定管
理者であります公社、あるいは民間企業がその制
度にのっとって指定をされるということになると、
議員がおっしゃっているように、私はもっと
有利なことになろうというふうに思いますので、
ぜひ検討をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松議員、1問目まだ再々
質問ありますか。

○3番（平松俊一） ないです。2問目に移りま
す。

○議長（木下 敏） それでは、議事の都合で暫
時休憩いたしたいと思えます。

1時まで休憩いたします。1時から平松議員の
2問目を始めたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開い
たします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の2問目の質問より入ります。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、2問目から入ら
せていただきます。

5歳児健診の実施に向けた現状とその後の支援
についての質問であります。

平成16年に公布されました発達障害者支援法
は、発達障害の早期発見への留意が必要である旨
定められた法律であり、当町では、来年度より5
歳児健診を実施し、乳幼児健診に始まり、小学校
入学前の健診までの手厚い体制が整うこととなり
ます。

しかしながら、発達障害は一人一人特徴のあら
われ方や程度が異なるため、診断に時間を要する
場合や医師によって診断が異なる場合もありま
す。その上で、発達障害の可能性があった場合の
フォローとして、発達を促すプログラムを実施し
なければ健診の実施は意味が薄れてしまいます。

そこで、次の点について4点質問させていただ
きます。

1点目は、5歳児健診の実施に向けた準備状況
についてお尋ねをいたします。

2点目は、発達障害の可能性があった場合の具
体的な対応についてであります。

3点目、健診だけでなく、相談窓口等を通して
寄せられた案件についての処理。

4点目は、発達障害児に対する早期支援の受け
皿についての質問です。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、
お答えしてまいります。

1点目の5歳児健診の実施に向けた準備状況に
ついてですが、昨年度において事業実施の方向性
を示させていただき、今年度より保健予防係の組
織体制の強化を行ったところでございます。

また、町内小児科医の先生方を交えて意見交換
を行い、令和2年度の実施を目指して、健診方法
や健診結果に基づくその後の支援策について協議
をしているところであります。

さらには、発達障害の可能性があった場合、そ
の後のフォローが大変重要であるということから、
令和元年5月30日に5歳児健診のころに気
をつけるべき発達障害概論、これの研修会、11
月2日に5歳児健診実施に係るケアワークショップ

プの研修会を子育て健康支援課職員、学校教育課職員等を対象に実施、11月14日に5歳児健診で気をつけるべき発達障害概論とケアの研修会を保健師や町内の幼稚園教諭、保育士を対象に実施するなど、健診後の支援強化の準備に努めているところでございます。

なお、5歳児健診実施までに予定している発達支援研修会は、グループワーク形式での研修会を計6回、関係機関全体での研修会を計3回実施する予定で進めてまいります。

2点目の発達障害の可能性があった場合の具体的な対応についてですが、保護者の気づきを促し、子どもの特性に合った療育施設の提案や、翌年の就学支援委員会の引き継ぎ、また対象となるお子様の就学に向けた相談や助言を行うこととしております。

しかしながら、健診を行うまでの準備は間に合うのですが、健診後のプログラム支援を提供するために要する準備期間が1年では短いとの御指摘や御指導を関係医師から受けており、もう少し時間をかけて、令和2年度はさらなる支援の準備期間とさせていただき、令和3年度からの実施に照準を合わせ、発達に関する知識習得と支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

3点目の相談窓口等を通して寄せられた案件についても、健診同様の対応を考えており、これについては幼稚園教諭、保育士からの情報提供における相談も想定しておりますので、今後も発達支援研修会の必要性を十分に捉えて、支援強化の充実を図ってまいります。

4点目の早期支援の受け皿につきましては、保健師、幼稚園教諭、保育士が研修を通じて習得したプログラム支援、医療行為が必要な場合の関係機関との調整、あるいは療育施設の紹介や利用の促しなど、発達支援関係者との連携を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 済みません、議長、4点質問を上げているのですけれども、1点ずつやらせてもらっていいですか。途中から、学校教育なんかの答弁もちょっと欲しいなと思っているので、

1番なら1番だけやりとりして、終わったら2番というふうにやってもいいですか。

○議長（木下 敏） 皆さんまとめて質問しますので、まとめてやるように。

それで、どこから答弁が欲しいどうのこうのという前に、まず、きちっと再質問してみてください。

○3番（平松俊一） お許しが出なかったのも、それでは、4点全部再質問させていただきます。

1点目の準備状況に対しては、研修会等をやっているという事で、これからもまだ研修は残っていると。支援体制の強化に向けてということでしたが、これは、何名くらいの方が研修を受けていらっしゃるのかを再質問させていただきます。

2点目は、具体的な対応策を質問いたしましたが、来年からの実施は難しいと。もう少し準備期間が欲しいということと、その間に研修会含めた知識の習得、支援体制の強化という御答弁だったですね。

それで、支援体制の強化をするということなのですが、支援体制というのは、どういった体制のことをおっしゃっているのか、再質問させていただきます。

ここで、教育委員会のほうにちょっとお聞きしたいのですが、5歳児健診を行うことで、学校側の支援体制というのは何か変わるものがあるのかどうか。今は3歳児健診ですか、そこである程度支援を要する子どもだというふうに分かったら、ちゃんとルートができていますけれども、今度は5歳児健診を行うことによって、またさらにそういう発見が出てくるわけですから、それに対する支援体制というのは、何か今からお考えがあるのか。

それから、同じく教育委員会なのですが、5歳児健診を行ったけれども、はっきり発達障害だというふうにはならないけれども、かなり可能性がある、いわゆるグレーな子どもではないかということが見えてくるわけですね。今まで3歳児健診、その次は入学前の健診ですから、この間にある程度そういう子どもではないかなという情報が入った場合に、教育委員会として何か対

応できるようなこと、それがいいのかどうかと。

例えば、そのためには、健診で出てきたデータですとか、保育士、保健師、幼稚園、そういうところで、こういうところに気遣いをしてあげたほうがいいですよみたいな、そういう支援計画とは言えないかもしれませんが、その子の個人情報みたいなものがある程度まとまっているのであれば、そういうものを引き継いでもらえるのかどうか、この点について御答弁願いたいと思います。

3番目ですけれども、健診を受けたけれども、受けない人もいるかもしれませんよね。保育園、幼稚園に行っていないお子さんもいることはいるのですよね。だけれども、保護者がちょっと心配なのでということで、保健師だとか、そういう相談窓口に来られた場合のことを質問いたしましたけれども、答弁では、これからまだそういう支援の研修会を続けていくというのが子育て支援の御答弁でした。同じような対応をしたいということだったのですけれども、認定されていない子どもたち、今、教育委員会に聞いたのと同じような話になりますけれども、グレーな子どもたちですね……。

○議長（木下 敏） 平松さんに申し上げます。なるべくならそのグレーという表現は余り好ましくないのです、違う表現でお願いいたします。可能性があるとか。

○3番（平松俊一） わかりました。

認定されていないお子さんたち、そういう人たちに対する何か活動というのですかね、聞きづらい話になるかもしれませんが、5歳児健診で見つかった、それから、認定はされていないけれども可能性が高い、こういう子どもたちに対する体制づくりとか、はっきりした何か形をつくり上げる必要があるのではないかなと思いますので、その点についてはどうのお考えを持っているのかを再質問させていただきます。

4点目、早期支援の受け皿ということで質問しまして、いろいろな療育施設の紹介とか利用を促すだとか、そういうことを関係機関と相談しながら密にやっていきたいという御答弁だったですね。

それに対しての再質問なのですが、はっきり言いまして、町内にある施設に今、例えば保育園、幼稚園に行かずに真っすぐ行っているお子さんもいれば、要するに日中ずっとそういう施設でお世話になっているお子さんもいれば、学校が終わってから通っている、そういうものを受け入れる施設もあります。

ところが、これは非常に定員が少なく、ある施設では、七飯で待機している子どももいるのですけれども、函館からも既にその施設に入っている。だから、入りたいのだけれども、入れないという状況になっています。そういう施設に入りたいお子さんがたくさんいるという、この状況を変えていく必要があるのではないかと思います。

例えば今ある施設を何とか定員を増やしていただく、そういうことも可能であればやっていただきたいし、学校、それからこういう関係機関の人たちにお話を聞きましたら、建物を広げる前に、子どもたちの面倒を見てくださる人や増やさないと間に合わないのだという声が聞かれました。

そこで、ただのボランティアではなくて、例えばそういう発達支援のお子さんを育てた親御さんですとか、そういう子どもたちにかかわってきた職員、学校職員の退職者ですとか、そういった経験のある人たちを支援に取り込む、要は、人海戦術でたくさんのお子さんたちを対応するという体制づくりが必要ではないかというふうに思うのですけれども、いろいろ乗り越えなければだめな点は多いかと思いますが、その点について再質問させていただきます。お願いします。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、お答えしてまいります。

質問1問目の研修の人数は何人かということでございますけれども、5歳児健診実施までに、保健師、あるいは町内の幼稚園の先生方、そして町内の保育士、この関係者全てに研修を受けていただきたいということではございますけれども、ある程度抽出をかせさせていただいた中で、合計92名の関係者がケア研修を受講する予定で、今現在進めております。

2点目の支援体制の具体的な内容ということで

ございますけれども、先ほど答弁のほうでもお答えしておりますけれども、ちょっと補足のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、お子様の特性に合った支援を提供したいというふうに考えておりますので、発達支援にかかわる療育施設だとか、関係医療機関と円滑な情報共有を図っていくことが大切かというふうに思っています。そういうことで、連絡会議なるものを定期的に開催して、具体的な支援の方法ですとかサービスの提供の受け皿となった施設の把握だとか、そういうことを共有しながら学校のほうに引き継いでいければなど、そういう支援体制を目指していきたいと考えております。

また、認定されていない子どもたちへの活動、対応ということでございますけれども、特性が見え隠れするような認定されていないお子様にも、幼稚園、あるいは保育所で、先生方に発達障害に関する認識の研修を、理解度を高めるための研修を2年かけて受けてまいりますので、そのような補助的なサポートも含めて、支援計画になるかどうかちょっとわかりませんが、それに類似する提案ですとか情報を学校現場のほうに引き継いでいければと、そのようなことを目指しております。

4点目の療育施設で入れない子どもさん、あるいは経験者の支援の可能性ということでございますけれども、今はまだ協議の段階でございますので、令和2年度のさらなる準備期間を有効に生かしながら、連絡会議をこれから何回か開催させていただくこととなりますけれども、その中で議論して、地域の方々の支援もいただけるような可能性についても議題として取り上げていければなどというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは私のほうから、まず、5歳児健診を行うことで、学校としての対応として変わるところがあるかどうかという御質問でございますけれども、5歳児健診を行って、対応の内容としては変わるところは特段ないのですけれども、5歳児健診が就学時健診の前に行われるということになりますので、早い段

階で保護者のほうが気づきをすると、保護者のほうから早い段階で学校のほうに就学に向けていろいろと相談がありましたら、学校としては就学に向けた指導ですとか、相談業務というのは早目から取りかかれるというようなところで考えております。

また、健診で認定にはならなかったのですけれども、配慮が必要ではないかというような児童の対応の部分、また、そういう対応記録等の引き継ぎの部分でございますけれども、そういった情報につきましては、5歳児健診が終わった翌年になると思いますが、就学時の健診も就学前に行います。その後、就学に向けた教育支援委員会というものを行いますけれども、そのときに各児童の就学として特別支援学校ですね、養護学校ですとかそういう特別支援学校が適当なのか、また町内の特別支援学級の入所が適当かというようなところを判断する委員会がございますけれども、そういった委員会の中でそういった子どもの情報を活用していくというようなことになろうかと思えます。

また、就学後につきましても、その子の情報というのは、普通級、もしくは特別支援学級だったとしても、その子の個別の指導の部分で、そういった情報をもとに指導の計画など作成していくというような流れになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松議員。

○3番（平松俊一） 1問目に対しましては、これから92名の方を受講予定であるということですね。先ほど、受入側の施設が人手が足りないということで、そういうことに手を出せないかという質問を学校教育のほうにしたのですけれども、子育て支援のほうは、こういった支援員、例えば自主的にやりたいという方が、こういう研修を受けたいという申し入れなんかがあった場合には、考えられるのかどうか。

今は、子育て支援のほうとして実際に働いていらっしゃる中からこの研修に人を出しているという御説明だったのですけれども、それ以外で、こういう研修を受けて、ぜひその手伝いをしたいのだという方がもしいらした場合には、この研修会の

参加ということが考えられるのかどうか、これを再質問させていただきたいと思います。

学校教育のほうでは、5歳児健診の結果を受けて教育支援委員会ですか、そこでいろいろ検討し、当然親御さんとの話し合いとかもあった上でのことだと思いますけれども、指導計画を作成するときにそういう情報も盛り込んで引き継ぐことはできますよという御答弁だったと思うのですが、子育て支援として、学校側にある程度そういう内容を、計画という言葉が当たるかどうかわかりませんが、整理をして学校側にわかりやすく出してあげると。これは発達障害などはっきりわかったお子さんは抜かして、その可能性の高いお子さんたちに対しても、そういう情報の整理をして学校側に引き継ぐことができるかということを再質問させていただきます。

教育委員会のほうにお尋ねをいたします。

3問目のところの子育て支援としては、支援計画的なものを学校に引き継ぐように、できそうなお話だったですね。

今度は、学校での支援というか、教育の内容についてお尋ねをいたしますけれども、今までは、支援学級というのがあって普通級というのがあると。それで、支援級に入るかどうかというのは、今度5歳児健診の大分ははっきりする。

そこで質問なのですけれども、インクルーシブ教育というのがありまして、これは前に、岳陽学校ができる前に一度質問したことがあります。大沼の統合校でこういった教育を持っていくことができるか、それと同じような質問になるのですが、いろいろな子どもたちを同じように教育していくというのがインクルーシブ教育の趣旨なのですけれども、例えば発達障害、もしくは発達障害に近い状態のお子さんたち、この子たちにわかりやすい教育をしていく必要が今まで以上に高まっているというふうに思うのですけれども、この辺は、例えば今までは言葉で授業をするのですが、映像ですとか視覚に訴える教育を中心にやっていると、かなり普通のお子さんもそうでないお子さんも理解力が高まるという、こういう結果があらわれていますので、これから学校教育の取り組みの中に、今まで以上にそういう取り組みが期

待できるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

4点目の早期支援の受け皿のほうで、連絡会議なんかで議題として取り上げていくというお考えを子育てのほうでいただきましたけれども、例えば、そういう今まで以上の対応しなければいけないことになりますので、国や道、こういうところから支援を受けるというようなことができるのであれば、そういうお考えを持っていらっしゃるのか。

また、町内の施設の方にお話を伺いましたら、結果的には、たくさん入りたいという子どもを受けるとすれば、施設的にも足りないとおっしゃっています。かといって、そう簡単に増築したり、そういうこともままならないということであれば、例えば七飯町で閉校した校舎というのが幾つも今度出てくるので、前提としてはやってくださる方がいればの話ですけれども、そういう施設も利用して……。

○議長（木下 敏） 平松さんに言いますけれども、たればの話はよくないので、もしそういうことをやる人がいればとか、そうではなくて、そういう想定のような質問でなく、そういう質問の仕方はなるべく控えてください。

○3番（平松俊一） わかりました、議長。

今やっという施設では、これ以上キャパがないという話です。例えばその施設の方が鶴野小学校とか、ああいう校舎に移って少しでも定員を増やしながらやるということが考えられるかどうか、それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、1点目の外部の支援の可能性ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今関係機関と協議を進めている段階で、その後のフォローについて支援の輪を拡充する必要があるならば、そのようなことも将来的には考えていきたい。今は、とりあえずスタートに向けて本当に身近な関係者での支援体制の強化ということで進めておりますので、将来的にはそういうことも必要であれば考えていきたいというふうに思っ

ております。

また、二つ目の学校側に整理して引き継ぐと、認定されていない子どもたちという部分でございますけれども、特に5歳児健診でこの対象になる発達障害の可能性のある子ども、これは、ほぼほぼ特性が見え隠れするような子どもたちがおおむね対象になるのかなというふうに考えております。それを目的としているわけでもございますので、これについては、発達障害と認定された子ども、またはそうでない認定されない子どもにつきましても、その特性がちょっと気になるようであれば、同様の扱いでもって学校のほうに情報提供していくというようなことを考えております。

4点目の国、道からの支援、施設の増設だとか閉校した校舎の利活用ということの可能性でございますけれども、ハード面ですとかソフト面において、町が今後必要となるような事業の補助メニューが活用できるようであれば、国や北海道のほうに支援要請のほうは検討していければなどというふうに思っております。

また、町内に療育施設のさらなるニーズ、そういうものが求められるということであれば、閉校校舎の利活用についても選択肢の一つになり得るのかなというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、私のほうからは、先ほど御質問ございましたインクルーシブ教育ですか、こちらの観点に立って同じように教育をとということなのですけれども、多分、普通学級のところに特段配慮の要するような児童が同じ教室でいらっしゃる場合の想定だということ認識してお答えをしたいと思います。

その授業の中で、映像とか、そういう視覚に訴えるようなものをたくさん取り入れて授業とかを構成できないかというような御質問だったと思っておりますけれども、こちら学校の、特に低学年の児童の授業につきましても、教科書等もやはり挿絵が多かったりですとか、わかりやすい教科書となっております、先生方の授業につきましても、なるべくわかりやすい絵を使ったりですとか映像を

見せたりというような授業も当然行っております。

そうした中で、先ほど言われたように、もっと取り入れてできないのかというようなことと、実際に理解できるような授業というようなお話ですけども、新入学児童で授業についていけない子というのは当然出てくるわけですけども、こういった児童には学習支援員等もついて支援なども行っております。

あと、そうした中で、授業のわかりやすさにつきましては、先ほど言われたような平松議員の御意見を参考にさせていただいて、今後の学校の授業等に貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 発達障害に関する、またその可能性のある子どもたちに対する子育て支援、この答弁をるるいただきましたが、最後に教育長に1点のみ質問させていただきたいと思っております。

最近の少子化傾向の原因に、未婚者の急増、出生率の低下、これは過去最低だと言われておりますけれども、また、男性4人に1人くらいが無精子症だとか、こんないろいろニュースが流れております。せつかくこの世に生まれた子どもたちを誰一人取り残すことなく社会参加できるように支援することは、私たちの責務だというふうに考えます。

こういう状況下で、学校に子どもが合わせる時代、こういうものは終わって、教育が子どもたちに合わせる時代が始まっているというふうに言われています。持続可能な社会の担い手になってもらう子どもたちに、その子どもたちの特性を考慮して、どんな教育が可能なのか考えてサポートしていくということが求められていると思います。

社会参加できないということは、本人にとっても周りの人にとっても非常に不幸なことで、支援教育で一番大切なことは、人を適性で分類することではなくて、その子の内部にある個性的な生きようとするエネルギーを見つけて活性化させ、その支援をしていくということが考えられるのですが、学校教育の中でこういうことに向

かっていけるのかどうか、教育長にお尋ねをして終わりたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） まず、生きるエネルギーということに関してなのですけれども、今、学校教育の基本は、子どもたちに生きる力をつけるというのが大前提になっております。そういう意味では、障害のある子もない子も、義務教育の中で生きる力を養うということで、今、学校現場で対応しているところですが、ただ、実際問題、障害のある、あるいは障害の可能性のある子どもに対して、どこまでその辺を教え込むことができるかということについては、まだまだ未熟なところがたくさんあると思います。

ただ、発達障害の子どもというのは、侑愛会なんかで積極的にやっているTEACCH（ティーチ）というやり方があります。これは言語ではなくて、絵札でその子に対してやりたいことを教える、あるいは計画を絵札で教えるというようなことが非常に有効だというふうに言われております。

来年度から学習指導要領が変わりますけれども、今、現場段階から言われているのが、デジタル教科書を学校現場に入れてほしいというようなことが言われておまして、デジタル教科書というのはどういうことかといえば、子どもたちに与えられるのは普通の冊子の教科書なのですが、それを先生が使う場合に、それが画面に映されたときに、例えば滝廉太郎の写真があったとしたときに、そこをタッチすると、歌が出てくる、音楽が出てくる。あるいは道徳の教科書なんかに出てくる人の写真をタッチすると、その人の、例えば大谷選手であれば、投げているところ、打っているところが出てくるというようなものがイメージとして考えていただければいいと思うのですけれども、それがデジタル教科書です。そういう教科書を使うと子どもたちが興味を示しますので、そのところで視覚的に入ってくるということが物理的には可能だというふうに思っております。

ただ、発達障害の問題につきましては、認定をすとかしないとかの以前の問題に、保護者が認

めないというのがあります。認めないというより認めたくないという、自分の子どもに障害があるということを頭の中では認識しているのですけれども、対外的に認めたくないというのが現実問題としてあります。

その理由として、一般論として考えられるのが、認めても変わらないでしょうというのがあります。もう一つは、体裁というのがあります。もう一つは、差別という問題も出てきます。

ただ、体裁と差別というのは、これはある意味共通しているのですけれども、今までは就学時健診までわからなかったものが、5歳児健診でわかるようになったときに、これは年齢が早まるわけですよ。早く診断すればするほど、その先において、二次障害が出る可能性も少なくなってくる、対処の仕方として。それともう一つは、その子が将来において、今やるべきことをなすことによって、可能性を見出すこともやれます。

ただ、そのための大前提は、親に認めてもらうことなのですね、その子の特性を。特性を認めてもらえれば、可能性は広がってくると思います。そうすると、学校としてもその子に対する対処の仕方というのはいろいろなものが出てきますけれども、そこを認めない、認めたくないがゆえに、5歳児健診で1歳前に持っていったときに、できればその状態を1年間の中で何とかクリアして、就学時健診のときには親もすっきりした状態で学校に上げてもらえれば、学校としては対処の仕方がいろいろなものが出てきます。

ただ、今はその可能性が非常に少ないので、やる内容も限界があるというのがありますけれども、これは今、理想論を申し上げておりますけれども、5歳児健診でいろいろな葛藤の中で、あるいはそのところで認め切れなくても、ある意味保護者の方と話をすることによって、その1年間の中で保護者が認められる環境になった状態になれば、学校としては、そこは一生懸命対応したい。

その子が将来的に、認めないときよりも認めることによって可能性が広がるような教育を施していきたいというふうに思っていますし、七飯町の学校教育としては、そういうことを目指していきたいというふうに考えておりますので、一般論と

しかお答えできませんけれども御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏）

○3番（平松俊一）

○議長（木下 敏）

○学校教育課長（竹内圭介）

○議長（木下 敏）

○3番（平松俊一）

○議長（木下 敏）
○16番（川上弘一）

○議長（木下 敏）
○学校教育課長（竹内圭介）

○議長（木下 敏）

午後 1時56分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（木下 敏）

○14番（中川友規）

○議長（木下 敏） ただいま、平松俊一議員から一般質問の3問目を取り下げる旨の申し出がありましたので、議長において許可いたします。お手元に取り下げ書を配付しております。

それでは、引き続き一般質問を続行いたします。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 大変お時間をとらせてまして申しわけなく思います。

それでは、最後の一般質問を行います。

4点目であります。

藤城北部町会内に一時期存在しましたごみ処理施設についての質問であります。

平成28年から最近まで、事業者と住民側が弁護士を立てるまでの騒ぎになっていたこの事案に関し、次の点についてお伺いをいたします。

1点目、事業申請等の具体的経緯について。

ア、町に事業申請はあったのか。

イ、申請がなかったのであれば、何が問題だったのか。

ウ、この場所で申請等を必要とせずできる事業とはどのようなものなのか。

エ、渡島総合振興局の扱いはどのようなものだったのか。

2点目、町が行った町内会との協議の経緯についてであります。

ア、この件で町内会からの申し出に対し、最初に行われたことは何であったのか。

イ、町が状況確認をしてからとった行動はどのようなことだったのか。

ウ、町長が町内会側と何度か協議を行っているが、どのような内容だったのか。

3点目、該当地の造成に関する町の対応についてであります。

ア、長万川を挟んで河川用地を利用していると思われ、さらには開発行為に該当する事案であると考えられるが、その確認はされたのか。

イ、造成地内にある河川横断管は、いつの時点で、誰が設置したものなのか。

ウ、町では、この横断管は当初より事業者側が許可を得ず施工したものとの答弁を町会側にされていましたが、数年の間、河川管理者としてその指導と確認はなされたのか。

エ、11月、この横断管を設置したのは町であるとの連絡が町内会側にありましたが、この経緯について。

オ、氾濫した経緯がある河川の管理として、今回の事案は問題なかったのかであります。

お願いします。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 4問目の藤城北部町内会に一時期存在したごみ処理施設とのことですが、藤城北部町内会の区域に当時リサイクル業者が持ち込んだフレコンバックの件と解釈して答弁させていただきます。

この件につきましては、最終的に令和元年7月30日に全てのフレコンが搬出され、解決しております。

その上で、1点目の具体的経緯について、町に事業申請はあったのかについてですが、平成28年2月26日に渡島総合振興局環境生活課より函館市内でリサイクル業を行っている事業者から七飯町内に移転を考えている旨の相談があったと連絡が入りました。

その後、3月3日に当該地にペットボトルや空き缶を圧縮するリサイクル工場を建設したいとの相談が町の都市住宅課にありましたが、当該地には建設できない旨回答をしており、申請等は受け付けておりません。

次に、イの何が問題だったのかについてですが、事業の内容が不明瞭で、町内会への説明も不十分だったことが問題と考えております。

次に、ウのこの場所でできる事業とのことです。当該地は準都市計画区域内の住環境地区で、用途としては3,000平米以下の事務所や倉庫などが建設可能であり、事業としては運送業などであれば、特に町への申請は必要ないと考えています。

次に、エの渡島総合振興局の扱いですが、搬入されたフレコンの保管状態が不十分であったことから、産業廃棄物が混入されていないかどうか、廃棄物処理法に抵触していないかどうか、渡島総合振興局の環境生活課と町も立ち会い現地調査を行うとともに、指導を行ってきました。

2点目の町内会との協議の経緯について、アの最初に行われたことについてですが、平成28年6月30日に町内会長が相談に訪れ、1点目で答弁しました具体的経緯について情報を共有するとともに、今後の対応など協議しました。

次に、イの町が状況確認してからとった行動ですが、事業者へは搬入されたフレコンを早急に処分するとともに、適正に保管するよう指導しました。また、一部搬出が終了した際には、その都度状況確認をするとともに、地元町内会へ経過報告し、最終的に全て搬出が完了した際にも町内会に報告をしております。

次に、ウの町長と町内会側と協議を行った内容ですが、平成28年11月8日に町内会長宅に町長と環境生活課長が訪問しております。その際には、事業者へは撤去するよう強く指導したこと、今後このようなことがないように町内会と町が事情情報を共有することなどをお話ししております。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 3番の該当地の造成に関する町の対応についてのア、長万川を挟ん

で河川用地を利用していると思われ、さらには開発行為に該当する事業であると考えますが、その確認はされたのかのうち、開発行為の関係でありませんが、該当箇所が準都市計画区域内の住環境地域に該当するため、都市計画法上開発許可が必要な面積は3,000平米以上となっており、それ以下の面積であったため、開発行為の申請は必要ございませんでしたので、確認はしていません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 4問目、藤城北部町内会に一時期存在しましたごみ処理施設についての3点目、アの一部からオまでについてでございますが、初めに、ア、長万川を挟んで河川敷地を利用していると思われ、さらには開発行為に該当する事案であると考えられるが、その確認はされたのかの御質問の中の河川敷地を利用しているという部分に対し、お答えいたします。

現地の状況を航空写真などの資料で確認すると、河川敷地に車両が置かれているようです。逆に、河川が河川敷地から外れて該当事業者の用地内を流れているため、七飯町と事業者との占用面積的に同じような面積の使用となっております。

イでもお答えいたしますが、この河川区域は河川改修を行っていない区間で、災害復旧により原形復旧した区間であるため、用地測量を行っていないため、明確なことはわかりません。

次にイ、造成地内にある河川横断管は、いつの時点で、誰が設置したものかについてお答えいたします。

町が管理する普通河川は、河川台帳はありませんので詳細な経緯は確認できませんが、私の記憶では、平成10年の災害対応で七飯町が設置したものでございます。もともとは直径450ミリから600ミリ程度の横断管が設置されておりましたが、被災したことにより、上下流の護岸も浸食され、護岸につきましては巨石積みで直し、その際に横断管も直径900ミリに増口径したものでございます。

次にウ、町では、この横断管は当初より事業者が許可を得ず施工したものと返答を町会側にされていたが、数年の間、河川管理者として、その

指導と確認はされたのかについてお答えいたします。

当初より、事業者が許可を得ず施工したものの回答は、河川管理者であります土木課のほうでは回答したことはございません。

河川上の工作物としては、町道が横断する橋梁につきましては、道路構造物として5年に1回の近傍目視にて点検修繕は行っておりますが、その他の護岸や横断管については、遠望目視で点検を行っております。特に点検についての項目等はなく、目視での判断となります。

河川管理者としての指導と確認はなされたのかという御質問でございますが、4の3のイでお答えいたしました。この横断管は七飯町で設置したものであり、所有権は七飯町にありますので、指導と確認については行っておりません。

次にエ、この横断管を設置したのは町であるとの連絡が町内会側にあったが、この経緯についてでございますが、土木課がこの横断管について経緯を調べ始めたのが、令和元年9月18日の平成30年度決算審査特別委員会での平松議員より、「長万川に過去の問題となったリサイクルセンターがあるが、そこの施設で川に横断管を個人で勝手にかけているようだ。過去に水害もあったため、調査してほしいと」の質問があり、その後土木課で調査いたしました。町内会への説明は、環境生活課長が町内会長宅へ訪問し、御説明いたしました。

最後にオ、氾濫した経緯がある河川の管理として、今回の事案は問題なかったのかについてでございますが、4の3のイでの回答と同じになりますが、河川管理者としての回答になりますが、当時の氾濫時の痕跡と上下流の断面を調査し、現在設置しております直径900ミリの横断管に断面決定しております。河川の設計上下流といたしましては、断面が統一されておりますので問題はございませんし、その後、21年程度経過しておりますが、大きな氾濫もなく現在に至っておりますので、問題はないものと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 最初から行きますが、町に

事業申請はなかったということなのですね。相談はあったけれども、できないということだったのだけれども、事業者のほうとしては事業を進めたという経緯で進んでいったと。それが町内会のほうから申し出があって、今度は、町としては「できませんよ」という指導をしたということで、よろしいのですね。

しばらくは搬入も続き、町内会としては、らちが明かないということで弁護士を立てたと、そういう経緯をたどったと思うのですが、例えば一般廃棄物というのは、町の処理業者であれば処理はできるものなのですが、そもそも、出だしから廃棄物という扱いでいったのか、それとも単に有価物、価値のあるものですよということを多分事業者側が言ったのではないかと思いますけれども、その辺のやりとりを、もう一度説明をお願いしたいと思います。

町の判断は、事業ができないという判断で2年間ほど事業者になるべく早く撤去せよということがあったのでしようけれども、事業者が理解をして撤去するまでには相当な時間がかかっているということで、今回こういうことになったと思うのですけれども、一応事業申請がないという件にもう一回戻りますが、この事業者は、そもそも七飯町のこういう廃棄物の処理ができる許可を持った業者だったのかどうかという点をもう一回追加して確認をさせていただきたいと。

2点目のウのところ、町長、課長が町会長のほうに行きまして、業者のほうに指導しているということでしたが、町長、課長は、この施設を迷惑施設であるという表現でつくらせないように早く撤去するように指導していますというふうに町会長のほうに説明したと、町会長から聞いているのですけれども、迷惑施設だという認識で町会長のほうに説明されたかどうかの確認をお願いしたい。

それから、3問目のほうで開発行為には該当しないと。河川敷用地を使っているかもしれないけれども、これは確認できないということだったのですね。それから、横断管は誰がつくったかわからないということなのですね。それで、氾濫した後、町が設置をしていると、だから町のものだと。

そうすると、仮にも何年か前に氾濫した川なのですけれども、河川管理者という立場で、何か知らないうちに横断管ができていたということは、ちゃんと誰が見つかったか追求とかしないものなのですか。そこがちょっと合点がいかない。

今後、まだまだ雨が降るたびに河川が全然護岸工事とか進んでいけませんので、かなりあちこち崩れている危険な状況の川だという認識は多分土木課で持たれていると思うのですけれども、今後、どういうふうに河川の管理をしていくのか、答弁を求めたいと思います。

今回の事業でいろいろ問題点が出たと思うのですけれども、何か今後どうしていくのかということがちょっと見えないので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、再質問について答弁してまいりたいと思います。

まず、一つ目の事業者の許可の件なのですけれども、その事業者は函館市内でリサイクル業を行っているという業者で、廃棄物の処理を行う業者ではまずないということで、七飯町にもリサイクル業をしたいということで相談に来られています。

そのときに、要は、工場という話だったので、工場はそこでは建てられませんよということで施設は建てていないというところなのですけれども、そのフレコンが搬入されたということで、そこについては、有価物という形で持ち込まれているのですけれども、その中身が有価物といっても、空き缶だとか瓶だとかという形に見えるので、一見するとごみのように見えてしまうということもあることから、町内会に丁寧に説明をするように、うちでも指導はしていたのですけれども、それがなかなかされないために、そういう混乱が起きて、問題になっていったというような状況でございます。

廃棄物処理施設の設置について、北海道の届け出が必要なので、そちらのほうに届け出をしないと建物も建てれないしという形になってしまっていて、業者についてはリサイクル業の許可を持っていますけれども、廃棄物処理の許可業者ではな

かったというところでございます。

それから、町長と環境生活課長が訪問して、事業者にはもちろん撤去するように指導したというところで、迷惑施設とか何とかは、そもそも施設は建てていないので、施設ではなくてフレコンがあるということを早く撤去するようにという形で指導をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、答弁いたします。

もともとあった450ミリから600ミリの管が誰のものかわからなかったということではなく、それは町のものであったと判断して、平成10年に直径900ミリに増口径したものでありますので、もともとが誰のものだったのかわからないということではございません。

平成10年の氾濫自体は、今、管が設置されている箇所から上流部分と国道からの下流部分が平成10年に災害復旧で直しております。その後の氾濫といたしましては、既存の今ある管のところから100メートルから200メートルほど下流のところが一たび氾濫しておりますので、そちらにつきましては、巨石積みで災害の復旧しております。

災害復旧に関して、今後直していくものとしたしましては、パトロールやふだんの点検を行った結果をもって、危険箇所と判断した場合には予算をとって、それから直すという形になります。

被災したことによって災害復旧で直せる場合については、災害復旧の基準に合致したものに関しましては、災害復旧事業で有利な補助事業を利用して直していくということになります。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今回は、開発行為の面積には当たらないという使い方、極めて産廃に近いようなものを持ち込んでいたということで、撤去しなさいという指導を続けたという経緯だったということは確認しました。

仮にも、一応事業をやろうという企業者が来て、例えばいろいろなものをちゃんとクリアし

て、もしできていたとすれば、例えば住民から、においだ、虫だ、いろいろなことで迷惑だからやめてくれという声が上がったときに、やめてもらいますということをするかどうかなどということだけ、最後に確認をしたいですね。

例えば、大げさにいえば、企業の誘致といいましか企業の立地ですね。そういうことが周りの人にとって迷惑だというもの、極端な例かもしれませんが、学校の周りに団地ができて、その団地の人たちから子どもたちの声がうるさい、吹奏楽の音がうるさいという苦情が学校に寄せられる時代になってきました。だから、町としてそういう人の住んでいるところに何か事業が展開されるといったときに、どういった判断をしていくのかを、最後にちょっと確認をさせていただきたいのですよ。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 迷惑施設とか何とかという以前に、法令遵守ということで、法を守っていただいて、それもクリアした上で設置という形になるのかと思うのですが、七飯町でも七飯町廃棄物処理施設に係る手続に関する指導要綱というのを定めていまして、その中でも計画書の提出だとか、住民への説明会の開催だとか、その辺の定義もしておりますので、その辺のものもクリアした上で相談を受けるというような形になるのかなとは思いますが。

そもそも業法というのですかね、廃棄物処理の許可を持っていないところが来るということにはならないでしょうし、まして、工場が建てられないところに工場を建てるとかということもあり得ないでしょうし、あくまで法令遵守というところで考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 念押しになるのですが、例えば法令遵守を全部クリアしていたと。ところが、音がうるさい、においが嫌だとか、何かそういうことで周りから今回クレームが立ってきた場合はどっちを優先するかというのは、なかなかケース・バイ・ケースかもしれませんが、一応、町としてはどういう方針なのかということ

だけをもう一度お聞きしたいと思うのですが、

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 先ほどもお話ししましたけれども、手続に関する指導要綱というのが定められておりますので、その要綱に従って業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（平松俊一） 終わります。

散 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時34分 散会

